

○総務省令第三十一号

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第十一号）の施行に伴い、地方自治法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

総務大臣 高市 早苗

地方自治法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正)</p> <p>第三条 市町村の合併の特例に関する法律施行規則(平成十七年総務省令第四十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。</p> <p>〔表略〕</p>	<p>(市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正)</p> <p>第三条 市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行規則(平成十七年総務省令第四十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。</p> <p>〔表同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

